

理 由

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、課税標準となる価格の決定に係る規定について所要の規定の整備を行うとともに、指定保税地域として指定することができる対象の拡充、特恵関税の適用除外となる国及び物品の指定、関税割当制度の適用物品に係る関税割当数量の改定等の措置を講ずる必要があるからである。